

組 合 員 殿

公文健康保険組合
理事長 寺山 民夫

任意継続被保険者の標準報酬月額について（公告）

令和7年度における任意継続被保険者にかかる健康保険法第47条
二号の規定による標準報酬月額は、次のとおりであるので公告する。

標準報酬月額 410,000円

標準報酬日額 13,670円

※任意継続被保険者の上限月額保険料

健康保険料 36,900円

※本標準報酬月額は、令和7年4月から令和8年3月まで
適用されます。

以 上